

平成 26 年第 1 回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成 26 年 2 月 20 日（木）午後 1 時 30 分より、平成 26 年第 1 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を第 2 学校給食センターに招集した。

1. 出席議員 6 名

1 番 印 南 修 太 2 番 鈴 木 拓 也 3 番 齋 藤 成 宏
4 番 西 川 美 佐 保 5 番 青 山 晋 6 番 近 藤 浩

2. 欠席議員 0 名

3. 出席説明者

管 理 者	並 木 心	副 管 理 者	石 塚 幸 右 衛 門
会 計 管 理 者	小 林 健 朗		
教 育 長	角 野 征 大	瑞穂町教育委員会 教 育 長	岩 本 隆
羽村市教育委員会 生涯学習部長	井 上 雅 彦	羽村市教育委員会 生涯学習部 参事	小 林 理 人
瑞穂町教育委員会 教 育 課 長	吉 野 久		
事 務 局 長	江 上 美 恵 子	給 食 課 長	笹 井 鎮 彦
会 計 課 長	会 計 管 理 者 事 務 取 扱	管 理 給 食 係 長	山 崎 俊 明
庶 務 係 長	東 学		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 一般質問 1 牛乳の残渣（食べ残し）について
2 学校給食費の未納について

日程第 4 認定第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 2 号 平成 25 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算

日程第 6 議案第 3 号 平成 26 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算

日程第 7 議案第 4 号 平成 26 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組

- 織市町暫定分賦金の決定について
- 日程第 8 議案第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議員提出
- 議案第 1 号 羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則

開会時刻 午後 1 時 30 分

○議長（近藤 浩） それでは皆様こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様こんにちは。

本日は平成26年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様にはご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことを重ねて御礼申し上げます。

今も申し上げましたが、先日は記録を取り始めて120年の中で最大の大雪ということでございます。

そうした中で当組合に関しましては、それぞれの懸命な除雪作業により、給食配送車の各学校への搬入路が確保され、滞りなく給食を提供することができました。改めて御礼申し上げます。

さて、平成25年度の組合事業の状況でございますが、第1センターでは、給水・給湯配管設備の改修を行い、衛生管理のさらなる徹底を図るとともに、調理場にエアコンを設置し、調理員、栄養士の熱中症予防など、労働環境の改善を図ったところであります。

また、事務所内の職員相互のデータ共有化や管理を適切に行うため、ネットワークシステムの整備を行い、事務の改善・能率化も図ることができました。

最近小学校で提供された給食パンで、ノロウィルスによる集団食中毒の発生をはじめ、全国的に感染性胃腸炎の患者が増加しております。給食センターにおいては、今後も安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理の徹底に努めるとともに、さらなる食育の推進のため、効率的な事業を展開してまいりたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など5件であります。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります「議事日程第1号」のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第64条の規定に基づき、5番 青山晋議員、1番 印南修太議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については、登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、発言を許します。4番西川美佐保議員。

○4番(西川美佐保) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2項目の一般質問を行わせていただきます。

初めに1項目目、牛乳の残渣(食べ残し)について。前回も取り上げさせていただいた残渣を減らす取り組みについて、引き続き今回は牛乳について、戻ってきた牛乳は捨てられている量が多いと伺っておりますが、その取り組みについて以下のことを質問いたします。

(1) 残りが戻ってくる牛乳瓶は、それぞれの自治体で何割か伺います。また、全体の中では何割で、何本ぐらいでしょうか。

(2) 余った牛乳はどのように処理され、量はどのくらいか伺います。また、夏と冬での違いはあるのでしょうか。

(3) 今後牛乳を飲んでもらう取り組みとして、各学校には保冷庫があり、1日の中で飲んでもらう取り組みなども考えられますが、これまでの取り組みと今後無駄に捨てない、無駄にしない有効な使い道をどのように考えておられるのか伺います。

次に2項目目、学校給食費の未納についてでございます。

学校給食費は現年度分が学校で、過年度分の未納に関しましては、学校給食センターでの徴収となっております。学校では申込み制度がスタートしてから5年近く経ち、過年度分の未納額は少なくなっているのか、以下質問をいたします。

(1) 学校給食費の未納額は、申込み制度になる前と後の現在まで、どのような変化があるのか伺います。また、24年度の現年度分と過年度分の羽村市と瑞穂町の未納はそれぞれ幾らでしょうか。

(2) これまでに法的に対処された例はどのくらいあるのでしょうか。

(3) 過年度分の未納を減らすためには、まず、現年度分を減らすことが重要だと考えます。学校での申込み制度の説明会に出向いたり、学校との収納状況の引き継ぎなど重要と思いますが、現在の取り組みと今後の取り組みについて、以上のことをお伺いいたします。

○議長(近藤 浩) 教育長。

○教育長(角野征大) 4番西川美佐保議員のご質問にお答えします。

ご質問の1項目目、牛乳の残渣(食べ残し)についての1点目、残りが戻ってくる牛乳瓶は、それぞれの自治体で何割くらいか。また、全体の中では何割で、何本くらいかについてですが、当センターでは、牛乳が飲用されずに戻ってくる割合については、小学校と中学校、それぞれに把握することとしておりますが、平成24年度の割合は、小学校は平均で2.1%、中学校は17.5%で、本数にすると1日当たり平均小学校

が 111 本、中学校が 438 本でありました。

次にご質問の 2 点目、余った牛乳はどのように処理され、量はどのくらいか。また夏と冬での違いはあるかですが、飲用されずに戻ってきた牛乳については、給食センターにおいて廃棄処理をしており、平成 24 年度の処理本数は小学校が 2 万 1,128 本、中学校が 8 万 2,871 本でありました。

また、飲み残しの本数について、夏期と冬季を比較しますと、夏よりも冬の方が、小学校で 3 倍、中学校で 1.7 倍多くなっており、特に寒い日は飲み残しが多くなっておられます。

次にご質問の 3 点目、今後牛乳を飲んでもらう取り組みとして、1 日の中で飲んでもらう取り組みなども考えられるが、これまでの取り組みと今後有効な使い道をどのように考えているのかについてですが、成長過程にある小・中学生にとって、カルシウムやたんぱく質を多く含む食品をしっかり摂取し、丈夫な骨をつくることは、生涯を健康に生活するための必要不可欠な要件であることから、学校給食においては、牛乳を積極的に取り入れることが献立に求められています。

また、牛乳については、学校給食衛生管理基準に基づいて、常時 10℃以下で保存すること。パン、牛乳、おかずなどの残品は、全てその日のうちに処分することなど、厳しい制限があり、学校内においてはこれらの基準を遵守した飲用を行うことが必要であります。

このような条件の中で、これまで栄養士等の学校訪問や食育指導、献立表、給食日より、保護者の試食会などで広く周知し、また各学校においても担任の声かけなどにより、給食時の牛乳の飲用を促してまいりました。

牛乳は、給食時に飲むことが基本ですので、今後も教員への指導資料の充実、牛乳が飲みやすい献立の工夫など、学校と連携した継続的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

ご質問の 2 項目目、学校給食費の未納についての 1 点目、学校給食費の未納額は、申込み制度になる前と後の現在まで、どのような変化があるか。また、24 年度の現年度分と過年度分の羽村市と瑞穂町の未納はそれぞれ幾らかについてですが、羽村市、瑞穂町の教育委員会において、平成 20 年度から学校給食申込み制度を導入したことは、保護者の給食費の支払いに対する意識を向上させることにつながったと考えております。

また、申込み制度に基づき、各学校においては、3 カ月程度の未納が続くと督促状を送付し、年度末には教育委員会とともに、戸別の電話や訪問等を行い、徴収に努めております。

当センターにおいても、未納者と分納誓約書を取り交わし納付させているほか、再三の督促にもかかわらず支払いに応じない保護者に対しては、法的措置の申し立てについて警告するなどの手段を講じたことで、平成 18 年度には 850 万円余りであった未納額の減少につながったものと考えております。

なお、平成 24 年度の現年度分の未納額は、羽村市が 126 万 390 円、瑞穂町が 102 万 100 円で、過年度分の未納額については、羽村市が 455 万 8,490 円、瑞穂町が 602 万 9,105 円で、合わせて 1,058 万 7,595 円でありました。

次にご質問の2点目、これまでに法的に対処された例はどのくらいあるかについてですが、法的措置については、平成21年度に未納総額が20万円を超える者で、これまで学校や当センターが行ってきた交渉状況の経緯を踏まえ、法的措置が必要と思われる4世帯に対して行ったものであり、内訳については羽村市在住が3世帯、瑞穂町在住が1世帯、合計4世帯であります。

なお、現在3世帯については完納し、残りの1世帯についても分納誓約書に従い、計画的に納付をさせております。

法的措置の実施は、他の高額未納者にも波及効果を及ぼし、未納額の減少につながったと考えております。

次にご質問の3点目、過年度分の未納を減らすためには、まず、現年度分を減らすことが重要と考えますが、学校での申込み制度の説明会に出向いたり、学校との収納状況の引き継ぎなど重要と思うが、現在の取り組みと今後の取り組みについて伺うについてです。

各学校においては、現年度分の未納をなくすため、さまざまな方策を取っているとのことですが、今後の取り組みの中で、必要に応じて学校が行う説明会に出向くなど、学校と連携し、給食費の未納を防止したいと考えております。

また、各学校のPTAや学校長の代表で組織する運営審議会においても、給食費の未納についてご審議いただき、引き続き保護者の納入意識の向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。

それでは、2項目にわたり質問させていただきます。

先ほど残りが戻ってくる牛乳について1日で430本ということでありました。この給食センターで廃棄処分をされているということでしたが、かなり多くの牛乳が処分されている現状だと思います。

文部科学省は平成17年の食育基本法に沿って、栄養から食育の方に重点を移して、平成21年4月には学校給食法が改正されております。そして新学校給食法では七つの学校給食の目標を掲げています。

その目標の6番目にわが国や各地域のすぐれた伝統的な食生活についての理解を深めることというふうにあるわけですが、献立表を見ますと、給食のご飯とおかずと牛乳が必ず添えてあるというか、そういうメニューになっていて、またご飯とおかずと汁物とプラス牛乳という献立もあるようなんですけれども、その組み合わせが伝統的な食生活と言えるのかどうかと思うわけですが、まずはこの牛乳の位置づけについてメニューには必ず入れるというふうに規定されているのか、確認をお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 江上事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 学校給食につきましては、ご飯とおかずと、それから牛乳というので合わせて一応完全給食という形で国からも求められております。

牛乳、必ずしも牛乳をつけなければいけないというふうになっているわけではありませんが、特にカルシウム、先ほどの答弁でご説明させていただきましたが、カルシ

ウムについては1日の子どもの所要量の2分の1を学校給食で摂ることということが規定されております。

そうしましたときにはやはり牛乳というのは一番効果的にカルシウムを摂ることができるということがありますので、国から牛乳をつけた、牛乳を活用した給食をということで、推進するようになっております。以上です。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） 食育というのは食を通して人間として生きる力を育むってことだと思うんですけども、例えばカルシウムということであれば牛乳に限らず乳製品とか大豆製品とか海藻類、小魚、また黄緑色野菜などに含まれているわけなんですけれども、例えばカルシウムが足りなければふりかけで摂るとか、そういったことも考えられると思うんですけども、それほど多い牛乳の残渣なんだろうけども、なぜこの牛乳を飲まないのかというアンケートの調査というのはこれまで行われたことがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 今のところアンケートを取ったということはありません。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） アンケートを行うことで単に牛乳を飲まないということが好き嫌いなのか、例えばおなかを壊すことがあるから飲みたくないのか、その原因というのが見えてくるのではないかなと思うんですけども、今後こういった調査をされるおつもりがないかどうか、お伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） アンケートでございますが、アンケートを取るというよりは、やはりいろんな食育の中、食育というか、学校訪問とかそういう中で子どもたちと話をする中で、やはり多少は手上げ方式であったりとかしまして、子ども、児童・生徒の様子というのは栄養士の方で把握しております。

きちっとした形のアンケートというのは今まで行ってこなかったということもあるし、これからでしたらやはりそういう食育の中で必要に応じた部分で活用していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。まずはいかに残さないで飲んでいただくかという取り組みが大事だと思うんですけども、(3)と重なりますけども、現在学校には栄養士さんがおられないということで、学校給食センターの栄養士さんがご活躍だと思うんですけども、牛乳を取り入れた献立表とかスープとか、これまでそういった牛乳がきれいな生徒が、例えば好きになれるようなきっかけというか、そういったメニューを考えていただくようなことはこれまでされてこられたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 議員おっしゃるとおりで、残さない取り組みというのが一番私たちにとっても大きな課題です。

やはり牛乳を、牛乳がどれだけ大切かということはこれまでも学校に、学校の教員

への指導資料みたいなものをちょっとお配りしたりとか、いろんな方法で行ってきましてけれども、もう一つ給食の献立なんかにつきましても、飲みやすいというか、牛乳を使ったもの、例えばこの間すごく好評だったのはミルクリゾット、羽村のお米を使ったリゾットをミルクで炊いたものなんかはすごく好評でした。そういうことで栄養士もそういう努力をしております。今後もそういう努力をして、できるだけやはり牛乳を飲むことが必要なんだということを、牛乳の大切さということを子どもたちに伝えていく、少しでも残すのを少なくしたいと、そういうふうに考えています。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。先ほど教育長さんの牛乳を飲んでもらう取り組みというのは管理者の方からもご答弁いただきまして、カルシウムは必要で、積極的に取り入れられるようにされているということなんですけれども、この牛乳の有効期限というのはどのくらいでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 一般的に9日と言われてます。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） せっかく牛乳としては9日間飲めるのに、その日に飲めないと処分されているという現状だと思うんですけれども、学校の保冷庫に牛乳が納められる時間帯というのは何時ごろなのか伺いたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 牛乳は配送業者の方から早い学校で朝7時半ぐらいから各順番で回ってます、保冷庫の方に。以上です。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） 大変早い時間から牛乳が学校に届くという現状がありまして、今お子さんたちは朝御飯を食べてこないというお子さんも結構いると伺っておりますが、そういったお子さんが朝御飯を食べる時間がない、もしくは用意してなかったとかで、朝御飯を食べないで学校に登校したときに、例えば牛乳をその時間内に、お昼までに飲んでもいいということであれば、例えば牛乳1本飲めばおなかの足しにはなると思いますので勉強にも集中ができるのかなって、少しでもそうやって有効活用できないものかなと思うんですけれども、この定時のそのときだけじゃなくて、一度そういう活用を広げるという工夫はできないものかどうか伺いたします。

○議長（近藤 浩） 角野教育長。

○教育長（角野征大） これは給食センターの事務局というよりもですね、やっぱり学校の管理下の中で、学校生活1日の生活というのがありますから、なかなかね、途中でというのは、特定の子になるのではないかと思いますけども、せっかくのご提案ですので、校長会等でも相談というか、話し合いをしますけれども、どうなんでしょうね、生活等の問題とか、いろんなことが絡んできますので。（「例えば朝の何時、始まる前だったら。」と発言する者あり）なかなかですね、そこら辺が、おうちで飲んでもらう分には。あと親御さんに用意してほしいなという願いはどなたもあろうかと思っておりますけどもね、研究はしてまいりたいと思っております。

先ほどから申し上げますように、本当にもったいないと言ったらどなたもそうい

う感じをしているでしょうし、飲まなかったらカルシウムも何もあったものでないわけですから、それは皆さんのお気持ちは一緒なんだろうと思いますけども、給食の時間を設定するのもいろいろ生活の中で苦勞しているのが現場の状況だろうと思いますので、今の事務局の答弁としてはその程度かなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） 飲めるときに飲めるということになるとちょっと問題があるかなと思いますので、例えば学校の始まる前までだったらいいとか、何かそういう基準ができれば検討していただきたいなというふうに思います。

それに学校給食の時間、食べる時間が短いということで、延ばされた、時間を延ばされた学校があるかどうかお伺いをします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（笹井鎮彦） 平成24年度ですね、瑞穂中学校が校長先生の判断で5分給食時間を延ばしたということは伺っております。以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） その効果というのはどのように出してみりましたでしょうか。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（笹井鎮彦） 直接ですね、残渣が何%減ったとかということは当然学校の方では把握はできませんので、把握はしておりませんが、直接校長先生とお話をした中では確かに5分延ばしただけでも給食の食べ残しは減りましたよというお話はその後に伺っております。なので確実に減っていると思います。以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） やはりその時間を延ばすことで、やはり時間がないからもういいやというふうになることは多分多いと思うんですね。可能な中でそういった調整もできないかなということで、学校と連携してそうした残渣を減らすというか、たくさん食べていただく取り組みとして、今後検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤 浩） 角野教育長。

○教育長（角野征大） 西川議員さんのご質問というか、ご提案については事務局としては受け止めますけれども、生活、先ほども申し上げたように、給食センターの問題というよりも、それは各学校、それぞれの判断をするのか、学校の、小・中学校の中でですね、学校の生活時程を含めまして、教育課程を編成しておりますので、校長さんがどういうご判断をされるかの問題だろうと思いますので、お話ししたにしても、センターででは連携してやりますよということは今の段階ではちょっと即答はできないということで、そこのところはちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） わかりました。ありがとうございます。より残渣の少ない充実した給食を期待しまして、2項目目の学校給食費の未納について伺わせていただきます。

まず初めに、(1)の学校給食の申込み制度の導入後の、未納額の前と後の変化なん

ですけれども、これは平成 24 年度分の現年度分の未納というのは、先ほど 228 万円とか、瑞穂町のところで教えていただきましたが、過年度分が羽村市と合わせて 1,587 万円ほどあるということなんですけれども、これは、この瑞穂町はそれぞれ何人なのか。人数をお伺いいたします。羽村市と瑞穂町の現年度分と過年度分の人数ですね、を教えてくださいたいと思います。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 失礼いたしました。24 年度の、羽村市は 62 人で、先ほど答弁いたしました人数は現年分です。現年分が 62 人で、126 万 390 円。瑞穂町が 66 人で、102 万 110 円でございます。

あと過年度でございますが、羽村市が 195 人で 455 万 8,490 円、瑞穂町が 227 人で 602 万 9,105 円。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4 番（西川美佐保） ありがとうございます。この契約制度が始まって 5 年が過ぎて、24 年度の現年度分、過年度分合計すると、未納分が 1,285 万 8,085 円ということなんですけれども、全体ではこの金額というのは 5 年間でどのくらい減っているのか伺います。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 平成 21 年度末の未納額と平成 24 年度末の未納額でご説明させていただきますよろしいでしょうか。

21 年度末の未納額が 386 世帯、1,007 人で、2,184 万 9,244 円でございます。それが 24 年度末に先ほど申し上げた 422 人で 1,285 万 8,085 円ということで、この期間の間にマイナス 898 万 1,159 円ということで、約半分以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4 番（西川美佐保） ものすごく改善されているのかなというふうに思いますが、この学校給食費の未納について、それは現年度分の未納が減ったということが大きな要因ではないかというふうに思いますけれども、給食組合としてのご努力されてこられてきたこともあると思いますが、どのように取り組まれて、どのような効果があったのかお尋ねします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） まず現年は平成 18 年度で 853 万円あったものが 24 年度に 228 万円ということでございますので、現年度分は学校の方で収納していただいております、されてますが、その中ではやはり先生方の努力というのが大きかったんだと思います。

それで答弁させていただきましたが、学校で 3 カ月ぐらい未納になりますと、個別に声をかけて、細かい収納に努めておられるということがあります。努力されているということと、それから給食センターの方ではですね、法的、申込み制度を基にいたしまして、やはり戸別訪問のときにも、もっと過年度分ありますよということで、もしお支払いいただけないんですしたら法的措置ということにもなってしまいますということも申し上げてきて、そのあたりでずいぶん保護者の認識は変わってきたというところが大きな成果だったと思います。

それでこういう給食費の収納に関しましても事務的な手続きというか、そういうものもずいぶん整備してきたというのが今回あったと思います。それが未納につながっているというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 浩） 残り時間10分切っておりますので、ご承知ください。西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。先ほど（2）の法的に措置されたというのは、4世帯ということでしたけれども、それは21年度だというんですけれども、最近はこのような、同じような例というのはいないのでしょうか。未納額がないということはないのかなと思ったんですが、お伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（笹井鎮彦） 平成21年に法的措置を行いました。先ほど議員おっしゃったように4件ありましたが、その後につきましては法的措置を講じた未納者につきましてはありません。以上です。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） そういう申込み制度に変わっておりますので、今後払えるのに未納となっていてということが判明した場合は、生徒の不公平感が出ないようにきちんと対応する必要があるのかなというふうに考えますので、そういうことも今後ともよろしくお願いします。

それで（3）の、何と言っても過年度分の未納を減らすためには、学校と連携して、現年度分の未納を減らすことが重要だと思いますけれども、現在も回収しているということですが、特に現年度分をさらに減らすことが一番有効なのかなというふうに思いますが、説明会には、先ほどちょっとご答弁いただきましたけれども、必要に応じて学校と連携をされているということなんですけれども、今のそういう状況、せっかくこう未納で、何回か訪問して、状況がわかっているのに、それが引き継ぎがされてなかったりすると、1から給食センターの方では回収に回らなければいけないという。そこが連携を図ることで、その過程を把握しやすいと思いますので、学校でそういったものをもしつけていらっしゃるのであれば、そういった情報を引き継ぐことが可能なかどうかお伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（笹井鎮彦） 各年度ですすね、5月31日までが出納整理期間ということで、それを過ぎましたら現年から過年度分ということになって、センターで引き継いでその未納分を督促に行っているわけです。

その未納の引き継ぎなんですけれども、それにつきましては交渉記録というのを各学校から実はいただいております。そこにですすね、何月何日に行ったとか、家庭を訪問した際に、例えば5,000円の支払いがあった。その後は、例えば毎月さらに5,000円ずつ支払いをしますよとか、今は生活的にちょっと困窮しているので2カ月待ってからお願いしますとかといった細かいですすね、交渉記録というのを実はいただいております。

したがって、センターはそれに従いまして交渉記録をよく見ながらですすね、うちとしてもその交渉には当たっておりますので、全く情報がないとかということはございません。それを引き続きですすね、もうちょっと連携を深めながらやっていきたい

というふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 浩） 角野教育長。

○教育長（角野征大） 補足させてもらいますけれども、未納問題につきましてはですね、ずっと大きな課題として掲げてますので、そういうわけで申込み制度導入の際に、それからもっといい法的処置に基づきながらやってきたわけです。

先ほど運営審議会のお話を申し上げましたけれども、その中でもですね、運営審議会というのは各単Pの会長の代表の方、それで小・中学校の校長からの代表の方、それから瑞穂と羽村の識者の代表の方で構成されている、ここでやっているんですね。

そこで受益者負担の絡みですから、まずそれを話題が出るのは当然ですけども、それぞれの学校で回収してもらいたいということは伝えております。

また、データ見ますと、学校の規模によって、児童・生徒数が多いから未納が多いというわけでもないんです。今、地域のいろんな状況があるかと思えますけれども、児童・生徒が少なくても意外と未納、未納の問題についてですね、バラツキがあるというのも事実だと思います。学校もいろいろ苦慮していると思えますけれども、それぞれと連携しながらですね、取り組みをこれからもしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（近藤 浩） 残りもう時間ありませんので。今4分くらいです。西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。ぜひ、今後、取り組みをよろしく願いたいと思います。

それで実際に全学年の未納がゼロという学校が羽村市では二つの学校があると思えますが、瑞穂町の学校でもその未納の学校というのはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（笹井鎮彦） 瑞穂町につきましては瑞穂第二小学校と第五小学校が全納されている、完納されております。申しわけございません。完納されております。失礼いたしました。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） こういったゼロの取り組みというのを全体に取り入れるというか、どうやってこう未納にされているとか、そういったことを学校とかいろんな関係者が集まったところで、そういった情報を開示して意識をしていただく。それぞれの学校が自分の学校はほかの学校に比べてこういうことなんだなということを意識していただくような、そういう公表できるような取り組みというのが必要じゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） その取り組みについてですが、今給食の決算は必ず給食日より各保護者にお渡ししてます。同じ決算につきましてはPTAの会長さんとか、学校の校長先生の代表でつくっております運営審議会におきまして、そこで承認をいただくものですから、そこの中で給食費の使い方、それから未納の問題、そういうものに関してはご説明させていただいてます。

その中ではとても皆さんは、特に未納については意識を持ってくださって、何とか

自分の学校の未納をなくそうということで、努力してくださっています。

それと同時に私たちも各学校に対しまして、年に数回はどのくらいの収納率であるか、金額はどのくらい未納になっているかということを一覧表にしてお配りしております。そういう中で校長先生、副校長先生、皆さん意識を持ってくださっていて、それぞれに給食費の納入についてとかいう督促状なども出してくださっております。またこういう学校の取り組みしてくださるものと、それから給食センターと連携しましてこれからまだ未納についてはきちっとした態度で、ちゃんと収入するというふうにやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） ぜひともやっぱり取り組みをさらに充実していただいて、すばらしい学校給食が行われますことを願ひまして、以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤 浩） 以上で一般質問を終了します。

次に、日程第4、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（並木 心） 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」につきましてご説明いたします。

本案は、平成25年の東京都人事委員会勧告に準じ、平成25年12月以降、給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

羽村・瑞穂地区学校給食組合の職員給与につきましては、これまで羽村市の給与制度に準じて定めておりますことから、本案につきましても、羽村市職員の給与に関する条例の一部改正と同様の内容で専決処分を行ったところであり、この改正につきましては、平成26年1月1日から施行するものとしたものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第1号及び議案第1号資料のとおりですが、東京都の給料表に準じ、一般行政の職員に適用する一般職給料表（1）では、表上の平均改定率でマイナス0.22%、平均改定額で726円の引き下げ、当組合における給料月額の実質改定率では、平均でマイナス0.21%、平均改定額はマイナス788円となっております。

また、技能・労務職の職員に適用する一般職給料表（2）では、表上の平均改定率でマイナス0.27%、平均改定額は979円の引き下げ、当組合における給料月額の実質改定率では、平均でマイナス0.35%、平均改定額は、マイナス1,129円となっております。

また、地域手当の支給率につきましても、近隣自治体の支給率見直しの状況等を踏まえた、羽村市の改定内容に準じ、条例付則の暫定措置により、平成26年4月1日以降は、現行の12%を11%に、平成27年4月1日以降は10%へと段階的に引き下げる

こととするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございますか。2番鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 地域手当のですね、11%になったわけですが、年間どのくらいの手当とか、合計にすると、お金が減額することになるのかをお伺いします。

○議長（近藤 浩） 全体でですか。事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 地域手当が、事務局で全員で月額6万1,000円の減となります。

失礼いたしました。年額で357万2,000円の減でございます。以上です。

○議長（近藤 浩） 2番鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 確認ですけど、地域手当の分だけの今お話でしょうか。それプラス人事委員会の話でしょうか。全部足してですか。全体の額と地域手当の額と分けて平均額を教えてくださいとわかります。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 先ほどの月例給で言いますと、地域手当が6万1,000円の減ですので、その12カ月分73万2,000円になります。先ほどの73万2,000円です。以上です。

地域手当を含む年額で申し上げますと266万4,000円です。失礼いたしました。357万2,000円は訂正させてください。地域手当が73万2,000円、地域手当を含まないほかの部分の影響額が193万2,000円で、合計で、先ほど申し上げた額でございます。以上です。

○議長（近藤 浩） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、議案第1号に対する討論を行います。

まず、原案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ないようですのでこれより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第2号「平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第2号「平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正をするものであります。

補正の内容ですが、歳出予算について、事務所費の組合事務所費は、934万5,000円減額し、9,644万7,000円とするものであります。

次に、教育費の学校給食費は、133万5,000円増額し、2億7,035万7,000円とし、施設整備費については38万2,000円減額し、2,825万7,000円とするものであります。

次に予備費は839万2,000円増額し、1,130万8,000円とするものであります。

細部につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 議案第2号「平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の詳細につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

事務所費の一般管理費の給料でございますが、給与改定、退職者分の給料の減額及び再任用職員の配置に伴い、562万円を減額補正し、職員手当等につきましては給与改定による管理職手当を増額し、退職者等の諸手当等について400万5,000円を減額補正するものでございます。

共済費につきましては、退職者分及び再任用職員の配置に伴い共済組合負担金の減額補正を行うものでございます。

次に、委託料及び使用料及び賃借料のネットワークシステム機器につきましてですが、契約差金を減額し、複写機使用料につきましては不足分を増額補正するものでございます。

備品購入費につきましては、羽村市と接続する財務会計システムの機器故障に伴い99万7,000円を増額補正するものでございます。

第3款教育費の学校給食費ですが、133万5,000円の増額でございます。給料及び職員手当等につきましては、職員の昇任に伴い諸手当の増額をするものでございます。

共済費につきましては、負担率の改定に伴い職員共済組合負担金を増額し、臨時職員等社会保険料等につきましては、現状に合わせて事業主負担を減額補正するものでございます。

7ページの一番下の段になりますが、需用費でございます。202万3,000円となっております。増額でございます。1枚おめぐりいただきまして、内容でございます。電気料の料金改定、調理機器等の修繕のために増額補正するものでございます。

その次に委託料につきましては、契約差金について減額するとともに、野菜くず再資源化収集運搬委託料について、増額補正をするものでございます。

次に備品購入費でございますが、第2センターの油濾過機の故障に伴い増額補正をさせていただきます。

次に施設整備費でございますが、工事請負費につきまして、契約差金を減額補正するものでございます。

最後に予備費ですが、839万2,000円を増額し、1,130万8,000円とするものでございます。

以上で、「平成 25 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

○議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2 番鈴木議員。

○2 番（鈴木拓也） すみません。7 ページの給料の部分で、休職者の減額と再任用職員が配置されます。詳しい内訳をですね、ご説明いただけないでしょうか。

それから 9 ページの方ですね。前ページから続く部分ですけども、142 万円の調理機修繕費、それからその下にですね、備品ですね、66 万円、油濾過機故障ということありまして、ずいぶんいろんなものが壊れちゃったんだなって感じたんですけども、何かそのどういうことなのか、もっと詳しくご説明いただけないでしょうか。以上です。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） まず休職者でございますが、平成 23 年の 5 月から病気休暇 3 カ月間、そのあと引き続き休職をしております。平成 24 年の 3 月まで休職をいたしました。そのあと復帰訓練とかしたんですけど、復帰訓練なども行ったんですが、なかなか回復が見込まれないということで、その後も休職をいたしております。その関係で、その人の分も含みました金額がこの減額でございます。

それから再任用分と申しますのは、今、派遣職員羽村市 2 名、瑞穂町 2 名ということで 4 名が派遣されております。その瑞穂町の方の職員 1 名が再任用職員ということで給食センターの方に派遣されました。その関係で、給料、それからその他の手当というものが金額が下がったことでマイナス、その分減額とさせていただいたものでございます。

それから 2 点目の修繕費、給食用備品の備品等修繕料ですが、これにつきましては、やはり調理場の調理機器ですね。それにつきましてやはり毎日稼働させていますので、消耗品類に当たる部分はどうしても磨耗してきます。例えば毎日扉の開け閉めをするところの金具の部分、そういう部分とか、野菜を切ったりする機械の刃の部分、そういうものは定期的に交換しなければいけませんので、そういうものとか、あとは油調理器なるものを、それぞれの部品が悪くなったところを交換しまして、それによりまして、やはり耐久年限としては大体 15 年間とかというものが調理機器で出ているんですけども、少しでも長く使えるような努力を行っております。

確かに補正のところで、年度末の補正のところで少し金額が上がってしまいました。が、しまった点がありまして、ちょっと 140 万円ということで補正をさせていただきたいというお願いしてございますが、こういうものは適宜交換したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから管理用備品の 66 万の管理、油、給食用備品となっておりますが、これは油濾過機です。給食センターの油というのは 1 回で相当の量を使いますので、1 回 1 回全部油を濾すという大きな機械で濾しております。その機械が今回、どうしても濾過器の部分が逆流するような形になってしまったものですから、ここで緊急に購入させていただきたいということでございます。以上です。

○議長（近藤 浩） ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、議案第2号に対する討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) 討論ないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号、「平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは暫時休憩といたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○議長(近藤 浩) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第6、議案第3号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第7、議案第4号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので、一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第3号及び日程第7、議案第4号の2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 一括議題となりました議案第3号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び議案第4号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」ご説明いたします。

初めに、議案第3号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」でございますが、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,983万円で、前年度と比較しますと109万4,000円の増額となっております。

まず、歳入については、羽村・瑞穂両市町からの分賦金は、3億8,976万5,000円で、歳入総額の97.48%を占めております。

繰越金については1,000万円、諸収入は6万5,000円となっております。

次に歳出ですが、議会費は78万6,000円、事務所費は1億694万2,000円、教育費は2億9,009万1,000円、公債費は1万2,000円、予備費として199万9,000円でございます。

主な予算の内容ですが、平成26年度新規採用職員の人件費等の措置、人事給与計算委託の見直しに伴う経費のほか、設備の改修、調理機器の買いかえのほか、消費税率の改正に伴う経費の増などを計上いたしました。

なお、人件費につきましては2億1,068万5,000円で、前年度と比較いたしますと、530万2,000円の減額となり、構成比率は歳出総額の52.69%となっております。

次に議案第4号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」ご説明いたします。

羽村市及び瑞穂町のそれぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、平成26年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき、暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げるものであります。

平成26年度羽村市の暫定分賦金は2億4,153万7,000円、瑞穂町の暫定分賦金は1億4,822万8,000円とするものであります。

細部につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） それでは一括議題となりました議案第3号及び議案第4号の細部につきましてご説明いたします。

初めに、議案第3号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」につきましてご説明申し上げます。

お手元にお配りいたしました予算書の8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。平成26年度予算総額は総括表のとおり、歳入歳出それぞれ3億9,983万円で、前年度比109万4,000円の増額でございます。

次に10ページ、11ページをごらんください。まず歳入でございます。

第1款の分賦金は3億8,976万5,000円で、前年度と比較しまして790万6,000円の減額でございます。

なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第2款繰越金は1,000万円で、前年度比900万円の増額でございます。

第3款諸収入、第1項預金利子につきましては1万3,000円、第2項雑入につきましては5万2,000円でございます。

以上、歳入合計は3億9,983万円でございます。

次に12ページ、13ページをごらんください。歳出でございます。

第1款議会費、組合議会費は78万6,000円で、前年度比5万4,000円の増額で、隔年で実施しております先進地視察に係る経費を計上しております。

次に第2款事務所費、組合事務所費の一般管理費でございます。1億688万6,000円で、前年度比135万6,000円の増額でございます。

主な内容でございますが、平成25年度末で退職する職員の補充といたしまして、職員2名を採用しようとすることから、給料については前年度比10万円の増、職員手当等については退職者特別負担金の減によりまして、前年度比495万5,000円の減になっております。共済費につきましては149万1,000円の増額となっております。

14ページ、15ページをごらんください。

報償費につきましては、食育に関する絵画コンクールの実施等で、3万3,000円の増額でございます。

委託料につきましては、人事給与計算委託の見直し等によりまして、前年度比333

万 5,000 円の増額となるものでございます。

次に 16 ページ、17 ページをごらんください。

備品購入費は事務用の備品の買いかえ等でございます。

監査委員費につきましては、前年度と同額でございます。

次に第 3 款教育費、教育総務費でございます。41 万 1,000 円で、前年度と比較いたしまして 13 万 9,000 円の増額です。これは給食費の適正なあり方について検討するために、臨時の教育委員会の開催を予定しているためでございます。

次の 18 ページ、19 ページをごらんください。

保健体育費でございます。保健体育費の学校給食費は 2 億 8,125 万 8,000 円で、前年度と比較しまして 1,975 万 6,000 円の増額でございます。

まず報酬についてでございますが、給食費の適正なあり方について検討するために運営審議会委員報酬として 30 万 6,000 円を増額しております。一方で嘱託員報酬の見直しを行いましたことから、総額で前年度比 37 万 8,000 円の減となっております。

給料及び職員手当等につきましては、給与改定等により前年度と比較いたしまして 281 万 7,000 円の減、共済費につきましては負担率の改定等に伴い、前年度比 92 万 2,000 円の増額でございます。

次に需用費につきましては、予算額が 6,353 万 9,000 円で、光熱水費の単価改定等によりまして、前年度比で 410 万 7,000 円増額となっております。

次に委託料でございます。前年度比 320 万 1,000 円の増です。

次のページ、20 ページ、21 ページをごらんください。詳細がございます。

給食費、特に今回は給食費未納者管理システム修正委託、それから調理器等保守点検委託が増額となるものです。

次に備品購入費につきましては、老朽化に伴う洗浄機等の買いかえでございます。前年度と比較いたしまして 1,372 万 6,000 円の増額でございます。

次に施設整備費につきましては、842 万 2,000 円で、第 2 給食センターの高架水槽交換工事を予定しております。

次の第 4 款公債費につきましては 1 万 2,000 円で、前年度と同額でございます。

22 ページ、23 ページをごらんください。

第 5 款予備費につきましては、199 万 9,000 円で、前年度比 6,000 円の増額でございます。

以上、歳出合計は 3 億 9,983 万円で、前年度と比較いたしまして 109 万 4,000 円の増額でございます。

なお、24 ページから 29 ページは給与費の明細書、それから 30 ページ、31 ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、議案第 3 号「平成 26 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 4 号「平成 26 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部につきましてご説明いたします。

議案資料の議案第 4 号資料をごらんください。

議案資料の平成 26 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦

金の決定についてというものでございます。

羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る予算編成時の両市町の分賦金の算定につきましては、例年4月1日の児童・生徒の見込み数に基づき算定することとしております。

平成26年4月1日現在の児童・生徒の見込み数は、羽村市が4,543人、瑞穂町が2,788人で、合計7,331人でございます。

したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が61.97%、瑞穂町が38.03%で、分賦金につきましては羽村市が2億4,153万7,000円、瑞穂町が1億4,822万8,000円、合計3億8,976万5,000円でございます。

なお、分賦金の負担割合の確定は、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定し、11月議会で決定していただくこととしております。

以上で、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町の暫定分賦金の決定についての細部説明とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより議案第3号及び議案第4号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。2番鈴木議員。

○2番（鈴木拓也君） たくさんあるので分けてさせていただきます。

まず1点目は15ページですけれども、報償費ですね。絵画コンクール審査員謝礼というふうにありました。こういった形で、いつごろこのコンクールは行われて、アウトプットはどのような形になるのかをお尋ねいたします。

それから同じページの下の方ですね、委託料の中で、人事給与の計算委託で359万円とありまして、先ほど決定した中身に関してのことなんじゃないかと思うんですけども、ずいぶん高いなど。さっきどのくらいコストが下がるかというんで、年間300万円と話がありましたけども、同じぐらいかかっちゃうんだということがありまして、何かもっと安くこれ済ませる方法、例えばプログラムにしてもこれ変数を職員が入れると自動的に直るようなものが考えるものかといつも思うんですけども、どうしてこんなにかかるのかというのをお尋ねします。

それから3点目は17ページ、教育委員会の報酬で、給食費のあり方に関して臨時の会議を開くということがありましたけれども、こういった内容を議題にしようと思っっているのかという点ですね。まず三つお尋ねします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） まず15ページ、絵画コンクール審査員謝礼でございます。今給食センターは第1センターの荷物の搬入口のところにシャッターと、それから配送車の両面ですね。そこのところに小学生から学校給食に関する、食育に関するポスターを募集しまして、それでその優秀、最優秀の作品を貼って、掲示しております。

今回につきましては平成23年度にまず第1センターのシャッターのところにコンクールの優秀作品を飾ったんですが、そちらの方がもうかなり傷んできておりますので、その部分の交代ということで、また小学生に書いていただいた中から最優秀作品をあちらの方に掲示したいと考えております。

それで時期といたしましては夏休みの期間に書いていただくような形で、秋ぐらい

に審査会のような形で出していただき、ことしの暮れぐらいまでにはあの部分を貼り替えたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（笹井鎮彦） 2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず2点目の人事給与計算委託につきましてですけれども、現在のですね、人事給与計算委託につきましては、使用している給与計算システムのプログラムがですね、当然古くなってしまっております。基本のソフトがですね、今話題になっておりますように、XPにつきましては4月にサポートが切れるということで、現行の給与システムのプログラムをそのあとにはもう使用することができないということで、まずパソコンにつきましてはウィンドウズ7以上での動作を必要としておりますので、新しいプログラムの構築が必要となっております。

そのためにですね、新しくシステムを入れ替えさせていただくということでございます。現在プログラム自体が複雑化しておりますので、給与計算自体もですね、非常に迅速な対応等も求められておりますので、これを機会にですね、新しくシステムを入れ替えたいというふうに考えております。

続きまして3点目の教育委員会の委員報酬でございますけれども、これにつきましては後ほど報告事項でですね、給食費の改定についてご報告をさせていただきますが、ここに載せていただきましたのは、実は平成27年の10月から消費税が第2段ということで、今、予定されておりますのが10%まで引き上げられるということがございますので、給食センターとしましては、実は平成10年からもう既に15年も給食費の引き上げを行っておりません。したがって今度の給食費の改定が3%の消費税のみの改定を予定しておりますので、今後ですね、先ほど言いました27年の10月の10%に対応した給食費の適正なあり方、また申し上げましたように、15年間もですね、給食費の改定をしてこなかったその食材等の値上がり分の積み残し分等もですね、検討いただいておりますので、そこで新たな給食費の適正な金額をですね、26年度に決定をしていただきたいということで、教育委員会、それから給食センターに運営審議会というものもございますが、そちらの方の委員さんのですね、開催回数も2回ほどふやさせていただいておりますということでございます。以上です。

○議長（近藤 浩） 2番鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 1点目と2点目わかりました。

3点目の給食費の関係なんですけれども、つまり今度変えたのは増税分を上げただけ。今度は増税分プラスもっと上げたいという意向かと思ったんですけれども、保護者にはですね、しっかり説明と納得を得ませんと、いけませんけれども、ここをどういうふうに対応をしっかりしようというお考えなのか、現時点で言える部分だけでかまいませんがお尋ねをします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 26年度には今回の消費税に対応させていただきまして、改定させていただきます。

そのあとですね、どのような内容で給食を提供していくのかということにつきましては、やはり運営審議会のPTAの方々、それから校長先生の方々が出てくださって

いますので、その中でよくご審議をいただくということをしていただいているんです。15年間そのままになっておりますので、本当に適正な部分というのはどうなんだろう、どの程度の給食を提供していったらいいのだろうかということをご審議いただきたいということで、今回は26年度にこの回数増ということで予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（近藤 浩） 2番鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 今回も運営審議会で増税分上げるって決めたってというペーパーがうちも子ども経由で回ってきまして、もう少し時期が遅いかと思って、実は一般質問をしようと思ったんですよ、この機会に。もう決まって、決まりましたって紙が来てびっくりしたんですけども。

やっぱり運営審議会で決まったから上げますというだけではいけないんじゃないかなと思って、増税分以上上げたいということですから。例えばアンケート取るとかですね。なぜ必要かということ十分にやっぱりわかってもらった上で実施しませんと、例えば滞納がふえちゃうとか、いろんなこれやっぱりその後ですね、悪影響というものがあるかと思っておりますので、それは検討いただきたいと。

ちょっとお聞きしたいのは、今回増税分を上げたことに関しては、保護者からは意見等はセンターにありましたでしょうか。その点だけお尋ねします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 今回いろんな報道の中で消費税が3%上がるだろうという段階から、運営審議会の中でそうなったときには消費税分だけは上げさせていただく必要がある部分については是非をお願いしたんですが、その中でご意見はございませんでした。

それでまずは給食費というのは私会計ですので、運営審議会の方で保護者の負担分というのを承認することになっておりますので、まずは運営審議会のご意見です。

ですので、今後このあり方を、その適正なあり方というのを26年度でご審議いただきたいと思っているんですが、その中ではやはり上げる、上げないとかではなくて、まずはそういうご審議いただいて、どういうふうはこの先給食費を設定していったらいいのかというご意見をいただいて、それを答申ということでまとめていただきたい、まとめていただきましょうということでございます。以上です。

○議長（近藤 浩） 2番鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 今の件に関してやっぱりもう少し幅広くですね、やっていかないと、一部ですから、一部の方ですからね、ということ意見を言っておきます。次です。もういっぱいありますので。

19ページなんですけれども、先ほどもちょっと説明があつてよくわからなかったのもう一回私は質問をします。報酬の中で嘱託員の報酬の見直しをしたと。減額が幾らか、70万円ほどありますね。この内容をですね、お教えいただきたいと思えます。それが1点目です。

2点目は少し下に行きまして、臨時職員の賃金なんですけれども、こちらは逆に若干ですね、30万円かな、ふえているというふうになっていきますけれども、これも要因ですね、理由ですね。それが2点目お尋ねします。

3点目がもう21ページに行きまして、中ほどですね、過年度給食費未納者管理システムの修正の委託をすると。委託100万円ありますけども、これはどういう内容を行うのか。この3点お尋ねします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 1点目の非常勤特別職の報酬の減でございますが、これは調理師資格を持つ嘱託員3名の報酬でございます。

これにつきましては今年度まで、25年度までは6月と12月の一時金が支給されておりました。これにつきまして羽村市と同じ制度に準じまして、26年度からはこの一時金が廃止となったものですので、その分の減額でございます。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（笹井鎮彦） 2点目、3点目につきましてご説明をさせていただきます。

まず2点目の臨時職員賃金でございますが、これにつきましては昨年東京都の最低労働賃金法が改正されまして、当給食センターにおきましてもですね、1時間単価860円から880円ということで積算をさせていただいております。そのための増額となっております。

続きまして、過年度給食費の未納者管理システム修正委託料でございますが、これにつきましては現在の過年度給食費未納者管理システムにつきましては、これも約10年ほど前から使用しておりますが、その当時アクセスの2003を用いて構築しております。先ほどの人事給与の計算システムの方でもご説明させていただきましたけれども、これにつきましてもウインドウズのXPと同様にですね、サポート期間がもう終了してしまいますので、当然システムの不具合等の防止と、それからサポートをですね、安定したサポートを受けるためにアクセスの2013にグレードアップをさせていただくものでございます。

それから現行システムにつきましては学校名を入力後に保護者名を入力しないと検索ができないといったようなシステムになっておりまして、当然これは個人名の名字を通常入れますと、そのものが検索できるというのが今のシステムでございますので、そうした検索機能もですね、新しいものに合わせて追加させていただいて、グレードアップを図っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（近藤 浩） ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） それではないので、これにて質疑を終了いたします。

これより、議案第3号に対する討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第5号「教育委員会委員の任命について」ご説明いたします。

本案につきましては、現教育委員であります野崎喜久美氏が、平成26年3月31日任期満了となりますことから、ご提案申し上げるものであります。

野崎喜久美氏は平成17年10月から当組合の教育委員としてご尽力をいただいております。野崎氏の経歴はお手元に配付しております議案第5号資料のとおりですが、ご本人は極めて人格高潔で、教育行政には高い識見の持ち主であり、教育委員としてふさわしい方であります。

以上、教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長(近藤 浩) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) 質疑ありませんので質疑を終了いたします。

これより、議案第5号に対する討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) 討論ありませんので討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号「教育委員会委員の任命について」の件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に日程第9、議員提出議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。4番西川議員。

○4番（西川美佐保） 議員提出議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則」

本議案を別紙のとおり、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年2月20日 羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議長 近藤浩様

提出者 羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員 西川美佐保

以下、敬称を略させていただきます。賛成者、同上、印南修太、賛成者、同上、齋藤成宏。

地方自治法の改正に伴い、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出いたします。

案文の朗読をもって説明とさせていただきます。

羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則

羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則（昭和46年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第65条を第73条とする。

第13章を第15章とする。

第12章中第64条を第71条とし、同条の次に次の1章を加える。

第14章議員の派遣

（議員の派遣）

第72条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第63条を第70条とする。

第12章を第13章とし、第11章の次に次の1章を加える。

第12章公聴会、参考人

（公聴会開催の手続）

第63条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第64条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第65条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があると

きは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 66 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 67 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 68 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りではない。

(参考人)

第 69 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 66 条、第 67 条及び第 68 条の規定を準用する。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長(近藤 浩) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) 質疑ありませんので質疑を終了いたします。

これより、議員提出議案第 1 号に対する討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) 討論ございませんので討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第 1 号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 30 分 閉会